

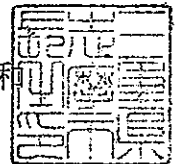


志摩市告示第 114 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内において次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成25年 7月12日

志摩市長 大 口 秀 和



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
1 志摩市志摩町和具字旅立岬2580の1の地先公有水面埋立地 273.42平方メートル	志摩市志摩町和具字旅立岬
2 志摩市志摩町和具字旅立岬2580の1、字旅立ノ鼻2580の5、字奥山2581、2582の47、2582の69の地先公有水面埋立地 12,298.63平方メートル	志摩市志摩町和具字旅立岬